

※以下の○付き数字の番号ごとに、次ページ以降に記載方法を説明します。

給与支払報告書（個人別明細書）

14

15

27

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

① 「支払を受ける者」

- ・「住所」欄には、令和7年1月1日現在の住所又は居所（中途退職者は、退職時）を記入ください。方書等がある場合は、アパート名、マンション名、部屋番号等も必ず記入ください。
- ・「(個人番号)」欄には、受給者のマイナンバーを記入ください。
- ・「氏名」欄には、氏名のほか、フリガナも必ず記入ください。
- ・事務処理上で「受給者番号」を必要とする場合には「受給者番号」欄に記入ください。

② 「給与所得控除後の金額（調整控除後）」

- ・所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入ください。
※所得金額調整控除とは給与収入 850 万円を超える方で、必要な要件に該当する場合には、15 万円を上限として給与所得からの控除が適用される制度です。年末調整での適用には「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」への記載が必要です。

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」

- ・配偶者を控除対象配偶者として扶養している場合は、「有」欄に○印を記入してください。
※配偶者を扶養していない場合や、配偶者特別控除の対象の場合は、空欄としてください。
- ・控除対象者配偶者が 70 歳以上（昭和30年1月1日以前の生まれ）の場合は、「有」欄・「老人」欄両方に○印を記入ください。

④ 「配偶者（特別）控除の額」

- ・「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき控除した配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入ください。

⑤ 「控除対象扶養親族の数」

- ・下記の控除対象扶養親族がいる場合は、該当する種別の「人」欄に人数を記入ください（年末調整の適用を受けていない場合で控除対象扶養親族がいるときも、該当する「人」欄に人数を記入ください）。

種別	人数記入欄	被扶養者の年齢要件（生年月日）
特定扶養	総数	19 歳以上 23 歳未満 (平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日)
老人扶養	総数（点線左側には、うち同居人数）	70 歳以上 (昭和 30 年 1 月 1 日以前)
一般扶養 (その他)	総数	16 歳以上 19 歳未満 (平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日) 23 歳以上 70 歳未満 (昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日)

⑥ 「16 歳未満扶養親族の数」

- ・平成 21 年 1 月 2 日以降の生年月日の方を扶養する場合は、その人数を記入ください。

⑦ 「障害者の数」

- ・同一生計配偶者及び扶養親族のうちに障害者がいる場合は、その人数を記入ください。

種別	人数記入欄	要件
特別	総数（点線左側には、うち同居人数）	下記ア～エのいずれかに該当 ア 療育手帳（A）の交付を受けている方 イ 精神障害者福祉手帳（1 級）の交付を受けている方 ウ 身体障害者手帳（1・2 級）の交付を受けている方 エ 成年被後見人、精神又は身体に重度の障害がある 65 歳以上の方で、市区町村長等の認定を受けている方など
その他	総数	上記以外の療育手帳、精神障害者福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている方、精神又は身体に障害がある 65 歳以上の方で市区町村長等の認定を受けている方など

⑧ 「非居住者である親族の数」

- ・控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象者扶養親族の対象となる扶養親族のうちに非居住者がいる場合及び、16 歳未満扶養親族のうち、国内に住所がない方がいる場合には、非居住者の人数を記入ください。

⑨「社会保険料等の金額」

・健康保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、共済組合の掛金等の社会保険料及び小規模企業共済等掛金の支払合計金額を記入ください。

※小規模企業共済等掛金がある場合は、2段書きとして合計金額の上段に記入ください。

⑩「生命保険料の控除額」、⑪「地震保険料の控除額」

・「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて計算した控除額を記入ください。

⑫「住宅借入金等特別控除の額」

・年末調整において、実際に所得税から控除した金額を記入してください。

※借入金等の年末残高から計算される住宅借入金等特別控除可能額（控除の上限額）ではありません。

⑬「(摘要)」(注意点のみ記載しております。詳細は国税庁作成の「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。)

・定額減税について

(1)【年末調整をした給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

(注)「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

(2)【年末調整をしない給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

(注) 令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

・次の(1)～(4)に該当する場合は、内容を記入ください。

(1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合

5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入ください。この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記入ください。

ア 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記入してください。

イ 控除対象扶養親族が非居住者である場合には、氏名の後に「01」のように、3ページの⑫「控除対象扶養親族」の●控除対象扶養親族の区分の表の記載に対応する数字を記入してください。

(2) 同一生計配偶者が障害者に該当する場合

同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入ください(例：湯沢花子(同配))。

(3) 所得金額調整控除の適用がある場合

対象者	記入例
本人が特別障害者	記載不要(「⑫本人が障害者」の「特別」欄に「○印」)
同一生計配偶者が特別障害者	湯沢花子(同配)
扶養親族が特別障害者又は年齢23歳未満	湯沢次郎(調整)

(4) 前職分を含めて年末調整を行った場合(必ずご記入ください)

前職分の支払者・住所、退職年月日、支払金額、社保料、源泉税額を記入ください。

⑭「生命保険料の金額の内訳」、⑮「旧長期損害保険料の金額」

・「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて申告額を記入ください。

⑯「住宅借入金等特別控除の額の内訳」

・住宅借入金等特別控除の額にかかる内訳を各欄に記入ください。

- ・「住宅借入金等特別控除適用数」欄
当該控除の適用を受けた回数を記入ください。
- ・「住宅借入金等特別控除可能額」欄
借入金等の年末残高から計算した控除可能額を記入ください。
- ・「居住開始年月日」欄
和暦で年・月・日を分けて記入ください。
- ・「住宅借入金等特別控除区分」欄
国税庁作成の「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。適用を受けている区分に対応する語句を記入ください。
- ・「住宅借入金等年末残高」欄
年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、その住宅の取得等ごとに「住宅借入金等年末残高」を記入ください。
※住宅借入金等特別控除適用数が3以上の場合は、摘要欄に区分、居住開始年月日、年末残高を記入ください。

⑩「（源泉・特別）控除対象配偶者」

- ・控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及びマイナンバーを記入ください。
※個人の特定に必要ですので、「マイナンバー」は必ずご記入ください。
- ・その方が非居住者の場合は、「区分」欄に○印を記入ください。

⑪「配偶者の合計所得」

- ・配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記入ください。

⑫「国民年金保険料等の金額」

- ・国民年金保険料、国民年金基金掛金がある場合は、支払金額を記入してください。

⑬「基礎控除の額」

- ・「給与所得者の基礎控除申告書」から転記ください。基礎控除の額が48万円の場合には、記入不要です。

給与所得者の基礎控除申告書		記載額
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
2,400 万円以下	48 万円	記載不要
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	320,000
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	160,000
2,500 万円超	なし	0

⑭「所得金額調整控除額」

- ・所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入ください。

⑮「控除対象扶養親族」、⑯「16 歳未満の扶養親族」、⑰「5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」、

⑱「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」

- ・控除対象扶養親族については⑮欄の各項目に、16 歳未満の扶養親族については⑯欄の各項目に記入ください。
- ・「氏名」欄には、扶養親族の氏名のほか、フリガナも記入ください。
- ・「個人番号」欄には、扶養親族のマイナンバーを記入ください。
※個人の特定に必要ですので、「マイナンバー」は必ずご記入ください。
- ・5 人以上いる場合は、⑰欄に控除対象扶養親族、⑱欄に 16 歳未満の扶養親族のマイナンバーを記入ください。
- ・「区分」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合のみ、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記入してください。なお、16 歳未満の扶養親族が非居住者である場合は、「区分」欄に○印を記入ください。

●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）	01
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生※1）	02
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）	03
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金※2）	04

※1 「留学生」とは、留学により国内に住所を有しなくなった者をいいます。

※2 「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者をいいます。

※3 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

②6 「未成年者」から「受給者生年月日」までの各欄

- ・「未成年者」から「勤労学生」までの各欄は、受給者本人に関して該当する項目があれば○印を記入ください。
- ・「中途就・退職」欄は、令和6年中に「就職」又は「退職」した場合、該当欄に○印を記入し、該当事由が発生した年月日を和暦で、年、月、日ごとに記入ください。
- ・「受給者生年月日」欄は、受給者本人の生年月日を記入ください。「元号」欄には、「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」を記入ください。

②7 「支払者」

- ・「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者のマイナンバー（12桁）又は法人番号（13桁）を記入ください。なお、マイナンバーを記入する場合は左端1マス目を空欄とし、2マス目から記入ください。
- ・給与支払者の「住所（居所）又は所在地」、「氏名又は名称」、「電話番号」をそれぞれ記入ください。

お問い合わせ

秋田県湯沢市役所 税務課市民税班

電話（直通）：0183-55-8094